

昭和59年10月16日

第 921 号

広報うねだ

毎月1日・16日発行

発行 上 田 市
編集 秘 書 課
電話 上田24100
印刷 田 辺 印 刷



秋の気配が日増しに深くなる10月。市内各地のグラウンドでは、自治会や会社単位による運動会が盛んに行われ、まさに「スポーツの秋。たけなわです。

川辺小学校の校庭では、10月7日に「川辺町町民運動会」が行われ(=写真)、27種目の競技に汗を流しました。競技種目の中には、各区対抗の採点種目もあり、出場した選手の皆さんは家族や近所の人たちの声援を受けながら競技に励みました。

主 な 内 容

- 「市民の森」にスケート場など.....2・3ページ
お年寄りを敬う作文、入選作品発表③.....4・5ページ
カメラレポ.....6ページ
健康づくり、寝たきりにならないために.....7ページ
お知らせ.....8～10ページ

市民と市長の日

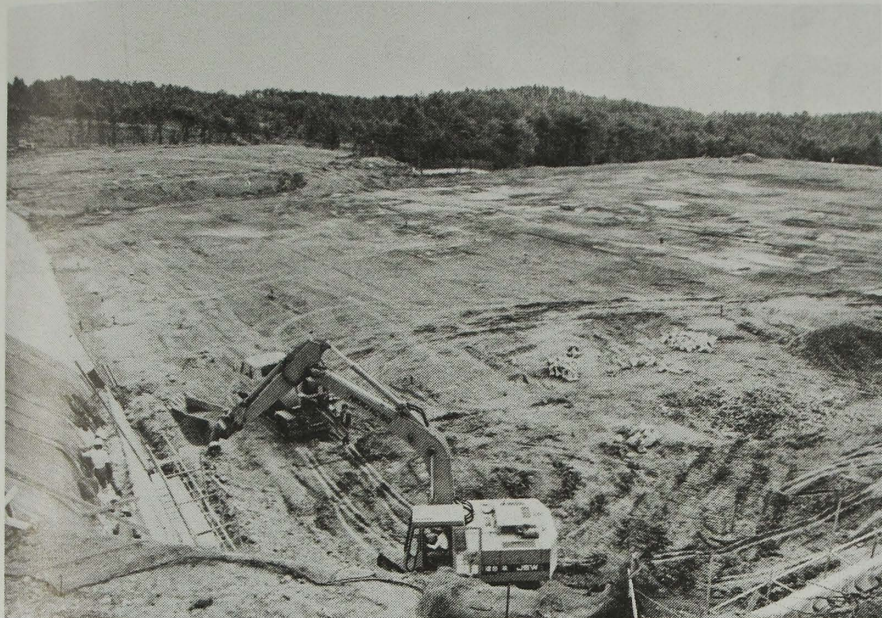
「市民と市長の日」を11月1日(休)午前9時から正午まで、市役所3階市長室で行います。

農地問題相談日

「農地問題相談」を11月1日(休)午前8時30分から午後5時まで、市役所2階農業委員会事務局で行います。

魅力あるスポーツ公園に

「市民の森」にスケート場など



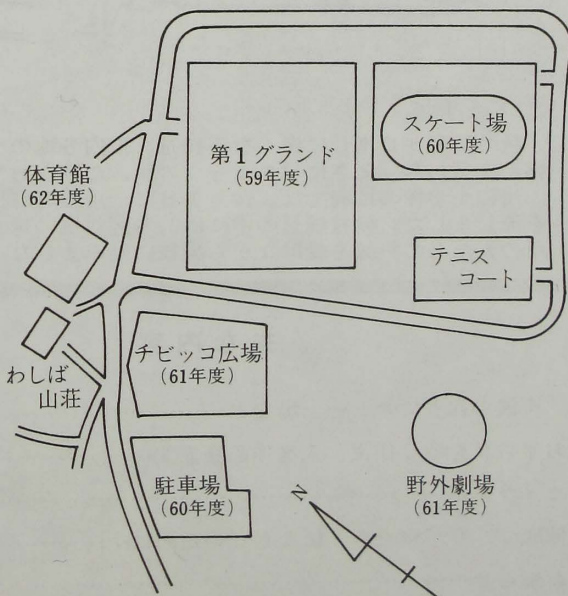
今年の12月に完成予定の第一グラウンド(手前)と造成中のスケート場(左上)

豊殿地区にある「市民の森公園」は、昭和四十五年に開設されて以来、わしば山荘、キャンプ場、グラウンド、遊歩道などを備えた公園として、多くの市民に親しまれてきました。

市は、市民の森公園をいっそう魅力あるスポーツ公園にしようとして、昨年度から昭和六十二年度までの五年計画で、スケート場や体育館などを建設する整備事業を進めています。昭和五十八年度は、最初の事業として、全天候型のテニスコート四面を建設しました。

全天候型のテニスコートは、市営のものとしては初めてということもあり、週末には予約でいっぱいになるなど、テニスを楽しむ市民でにぎわっています。昭和五十八年度に続き、今年度は野球やサッカーなどができる「第一グラウンド」と、上小地方では初めてのパイピングリンクによる本格的な「スケート場

「市民の森公園」配置図



(第二グラウンド)の建設に取りかかっています。

野球は同時に二面 多目的グラウンド

テニスコート北側の山林を造成して建設される「第一グラウンド」は、今年の七月に着工されました。敷地面積は、約一万二千平方メートル(百メートル×百二十メートル)、今年の十二月には完成の予定で、野球なら同時に二か所でプレーできる広さです。このグラウンドは、野球のほかソフトボール、サッカー、小運動会(一周二百五十メートルのトラック)などに利用

できる多目的グラウンドです。

なお、わしば山荘前にある既存のグラウンドは、昭和六十一年度にちびっこ広場として、整備する計画になっています。

一周二〇〇mの スピードリンク

テニスコートの東側では、「スケート場(第二グラウンド)」の建設工事が、今年の八月から始まっています。このスケート場は、昭和五十九年度に造成工事、六十年度にスケート場本体、管理棟、機械棟の工事をする計画で、六十年十二月には完成の予定です。

す。敷地面積は、約八千二百五十平方メートルあり、一周二百メートルのスケートリンクが完成予定です。

「市民の森公園」平面図

上田電報電話局では、十月十

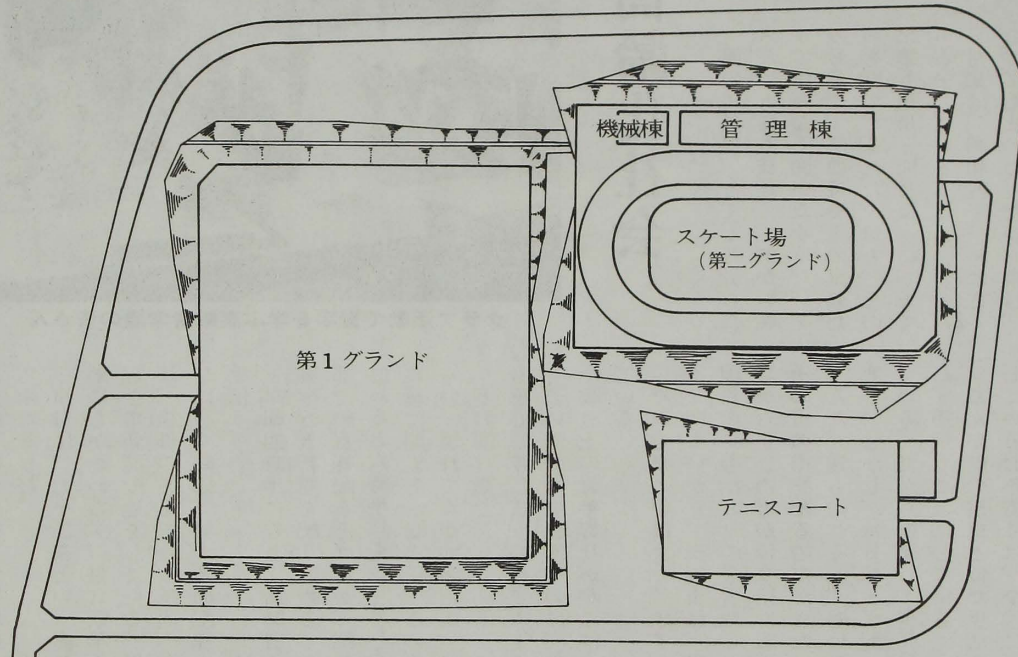
長野県西部地震 見舞金 ありがとうございました

市と自治会連合会では、このたびの「長野県西部地震」で大きな被害を受けた王滝村の皆さんに見舞金を送ろうと、全家庭に呼びかけをしました。その結果、多くの皆さんの御理解により、多額の見舞金が集まりました。御協力ありがとうございました。

第一グラウンドなどに続いて、昭和六十年年度には百六十台ほどが駐車できる駐車場を整備します。このほか、六十一年度にはチビッコ広場と野外劇場、六十二年度は体育館と遊歩道を建設する計画です。

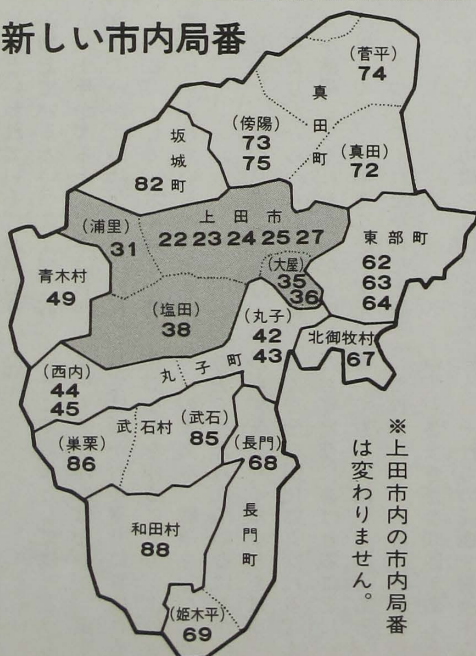
チビッコ広場 体育館なども

す。敷地面積は、約八千二百五十平方メートルあり、一周二百メートルのスピードリンクと、その内側には六十メートル×三十メートルの大衆リンクを設けます。なお、スケート場の開設期間は、十二月上旬から二月末日までを予定しています。



「市民の森公園」平面図

新しい市内局番



10月18日午前0時から

市外局番を0268に統一

上田電報電話局では、十月十八日(木)午前0時から、左図の各市町村の市外局番を0268に統一することにしました。これにより、左図の市町村間で通話する場合は、市外局番をダイヤルせずに直接相手の電話番号六ケタ(市内局番二ケタと加入者番号四ケタ)をダイヤルするだけで、つながることになります。

現在、上田市内から真田町、青木村、東部町、坂城町などへ電話する場合、市外局番を回した後、相手方の電話番号をダイヤルしています。今回の改正により、左図の市町村間での通話はダイヤルする回数が減り、とても便利になります。

お年寄りを敬う作文

＝＝＝ 入選作品発表③ ＝＝＝



クラブ活動で習字を学ぶ高齢者学園の皆さん

僕たちと高齢化社会



森尻 慎一くん
(五中・3年)

僕の祖母は七十二歳。その祖母から、電話がよくかかってくる。何の用事も無いのに、何となくかけたというのがほとんどだ。

僕の祖母は、とても苦勞した人だ。とても貧乏で、朝から晩まで休みなく働いたそう。そのお金で、僕の母やその兄弟たちを育ててくれた。母も、その兄弟も祖母と同じように、とても苦勞している。

祖父は、昭和四十一年に亡くなったしまった。だから僕は、祖父がどんな人だったのか、どんな顔だったのか全く知らない。

祖父は、戦争へ行つて無事帰つて来たそう。祖母は、七十二歳という高年齢にもかかわらず、毎日朝早く起きて新聞配達をしている。僕は、祖母の住んでいる長岡へ遊びに行く時は、必ず新聞配達を手伝う。

早朝四時半に起き、新聞置き場へ行き新聞を配り始める。全部で約百軒配るそうだが、配り終わると六時半。とても疲れる。祖母に聞くと「なあに、このぐらい。慣れてんが」と、あっさりとお国言葉で言う。僕はとても感心してしまうのだ。六十歳も若い僕でも重労働なのに、六十歳も上のお年寄りががんばっている。

おじいちゃんとおばあちゃん



小山 春乃さん
(室賀小・6年)

私には、七十四歳のおじいちゃんと、七十二歳のおばあちゃんがいる。

バスで会社に行きます。大工さんの仕事です。七十四歳にもなるおじいちゃんは、一回重い病気にかかりました。それ以来、カゼ一つひいたことのないおじいちゃん、朝から晩まで働いているすがたを見ると、泣けてくるようです。でも、おじいちゃん、くじけずにやっています。

社会といわれている。お年寄りが増えているということだ。あと何十年かすると、日本はお年寄りだらけになるというわけだ。そして、お年寄りが邪魔者扱いされているのは事実である。

しかし、今の日本があるのは、お年寄りがいるからだ。お年寄りが活躍してくれたからだ。僕は思うのだ。お年寄りが、文化を引きついでくれたからだと思う。

さまざまな功績を残してくれたお年寄りを、邪魔者扱いしてはバチがあたる。僕たちも、いつかは年をとりお年寄りになるのだから、お年寄りの身になって考えることが大切だと思う。

そこで対策としては、どうもよいものが浮かばないが、僕としては国がお年寄りに喜ばれる施設などを作ることも、よいと思うのである。戦争をしないと憲法で決められているにもかかわらず、ミサイルなどを買う。そんな金を国民に喜ばれる、またお年寄りに喜ばれることに、使ってもらいたいものである。

これからも、高齢化社会について、さまざまな問題があると思う。それらの問題を解決するのは、国民の義務だと思う。ただ、お年寄りの身になって考えることが大切だと思う。

号一
おばあちゃんも、朝から、う
らの家のタバコの手伝い、それ

りません。
今まで、何回もおじいちゃん

でした。でも、むかしの人は、
もくくなんか一言もいわないで

教湯病院へ入院しました。
私とお父さん、お母さん、お

います。
おじいちゃん、毎日、

おばあちゃんも、朝から、うらの家のタバコの手伝い、それに自分の畑に台所と、よく働きます。私も手伝わなければいけないと思います。

お父さんとお母さんは、静岡県富士市に住んでいます。だから、家にいるのは、おじいちゃんとおばあちゃんと私と弟です。

私は、少しもおばあちゃんの役にはたっていないので、おばあちゃんのじゅみょうを短かくしているのと同じです。しかし、おばあちゃんには、私の花よめすがたを見てもらうまでは、死なせられせん。そのためには、おばあちゃん、おじいちゃんを大切にしておあげなければと思います。

私が一年生として入学した時、四月四日から四月十八日まで、おばあちゃんを小学校へかよわせました。その学校へ行く分、おばあちゃんは仕事ができせん。おばあちゃんには、今まで、おこもりをしてもらったり、いろいろとめんどうをみてもらいました。その分、私が大きくなったら、いや今からでいいから、おばあちゃんやおじいちゃんに、おん返しをしてやらなければなら

りません。

今まで、何回もおじいちゃんには注意されたけれど、一度もすなおに聞いたことはありません。おじいちゃんだって、私のことを少しでも考えてくれているのに、私はお年寄りをあまり大切にしていなと思っています。また、おじいちゃんとおばあちゃんとは、とてもべんりです。むかしの話やそのほか、いろいろな話をしてくれるからです。コンピュータなんかよりも、ずっとずっと正確です。むかしからの伝せつだって、私に話をしてくれま。私たちは、その伝せつを大切に伝えていかなければならないと思います。むかしは、電気もないから、すべてがまき。水だって川の水

でした。でも、むかしの人は、もんくなんか一言もいわないで生きてきました。

おじいちゃんとおばあちゃん、そんなにむりしないでください。私も言われたことは、すなおにやります。

おじいちゃんのかせいでくるお金は、四人の家族にとって大切な物、生活にやくだつものなのです。そんなおじいちゃん、ありがとう。いつも、なにかにまでやってくれるおばあちゃん、ありがとう。

お母さん、お父さんのかわりとなつてやってくれる二人のおじいちゃん、おばあちゃん。いつまでも、いつまでも長生きして、私のきれいな花よめすがたを見てください。

私の家のおじいさん

おばあさん



大熊 直子さん
(北小・5年)

私の家には、七十九歳のおじ

いさんと、七十五歳のおばあさんがいます。

おじいさんは、私が一歳半の時、のういっけつでたおれ、今年で九年になります。その間、おじいさんは東信病院へ入院したり、手足がよく動くように鹿

教湯病院へ入院したりしました。私とお父さん、お母さん、おねえさんで一週間に一ど、おじいさんのところへいきま。それから、だいぶよくなったのですが、五年ぐら前から家で寝たきりになってしまいました。そのかん病を、おばあさんがやっていました。今年になって、おばあさんが東信病院へ三か月も入院して、目の手じゅつをしました。その間、お母さんが、おじいさんのめんどうをみました。私も、おじいさんのようじを、ときどきたしてあげました。

おじいさんは、九年間も寝たきりで、とてもかわいそうです。いつも、けしきを見たりしています。でも、毎日ラジオを聞いて、私やお母さんやおばあさんの知らないことを話してくれま。おじいさんの話をいつも聞いてると、ラジオはいいことをいっぱい教えてくれることを知りました。

おばあさんは、目の手じゅつをしても、よく見えないようです。手じゅつをする前のほうが、よく見えていたといっています。いつも、おじいさんのめんどうをみてくれて、ありがとうござ

います。

おじいさんも、毎日きみしいでしょうから、こんどから一日に一回はみに行つてあげることになりました。おじいさんは、私が行くといつもわらいます。時には、私がわらわせることもあります。このごろは、犬のロンを私につれてきてといいます。おじいさんのしゃべっている意味が、わからないので、わかるのにとでもくろうします。私は、おじいさんのことを思うと、とてもかわいそうです。

私はこれからも、おじいさん、おばあさんを大切にしたいです。

長野大学祭で講演会

長野大学では、大学祭期間中に講演会を開催します。大勢の皆さん御聴講ください。(入場無料)

と き…11月3日(土)午後1時30分～3時

と ころ…長野大学

講 師…重い知恵おくれの施設・止揚学園

園長 福井達雨さん

テーマ…「必のひびきのつたわりを」



▲H₂Oの街頭コンサートも

「市民ふれあい広場」が、9月30日、海野町日曜広場で開かれました。このふれあい広場は、障害者の皆さんに対する理解を深めてもらおうと開かれているもので、H₂O街頭コンサート(=写真)、チャリティーバザー、障害者作品即売会、金魚すくいなどに大勢の市民がつかめました。



投票率アップに電光掲示板▼

このほど、市役所1階ロビーに長さ約1mのミニ電光掲示板が取り付けられ、訪れた市民の目をひいていきます。この電光掲示板には、10月21日の知事選挙への投票を呼びかける内容の電光文字が流れ、投票率のアップに一役かっています。



▲熱心に「施設を見る会」

「市の施設を見る会」が、10月8日・9日・12日の3日間、約130人の皆さんに参加していただき行われました。どの施設も、日ごろ訪れる機会がほとんどないとあって、参加者の関心も高く、係員の説明を熱心に聞いていました。(写真=10月8日、下水浄化センターで)



11月の登記等法律相談日

毎月第2木曜日の午後1時から4時まで登記等法律相談を開いています。秘密は固く守りますので、お気軽に御相談ください。

11月の相談日は、次のとおりです。

と き…11月8日(木)午後1時から4時

ところ…市役所市民相談室(西庁舎2階)

アドバイザー…司法書士、土地家屋調査士

11月の人権相談日

毎月第1木曜日の午後1時から4時まで人権相談を開いています。秘密は固く守りますので、お気軽に御相談ください。

11月の相談日は、次のとおりです。

と き…11月1日(木)午後1時から4時

ところ…市役所市民相談室(西庁舎2階)

健康づくり

寝たきりに ならないために



さわやかな空気の中、散歩をしたり、ゲートボールなどで体力づくりをするお年寄りの姿が、あちこちで見られます。

一方では、病気で長い療養生活を送っているお年寄りも大勢います。上田市では、約三百八十人の方が寝たきりになっています。

原因は脳卒中など

寝たきりは、脳卒中、リウマチ、神経痛、目の病気、心臓病といった病気や骨折などのケガがきっかけでなります。ちょっとした風邪や腰痛ぐらいの軽い病気でも、寝たきりになってし

まうことがあります。

お年寄りが病気になると、回復に時間がかかるため、寝ていることが多くなり、やがて寝たきりになってしまいます。また、家族も安静が大切と寝かせてばかりいたり、動かすと痛がるし、動かして再発すると困るなどの心配で、寝たきりにしてしまいがちです。

関節が固まって

寝たきりを続けると、体中の筋肉がやせて細くなり、骨はカルシウムが失われてもろくなります。関節は、伸ばしたり、曲げたりすることが、だんだんしにくくなり、固まってきます。

血液循環が悪くなり、ちょっとした起きただけでも、めまいがするようになります。また、肺の働きも悪くなり、急速に抵抗力が落ちて、ちょっとした風邪が肺炎になって、命取りになることもあります。

さらに寝たきりを続けると、痴呆状態（ボケ）を起こすと言われています。

軽い掛け布団で

病気で寝たら、掛け布団は軽い物を選びましょう。重い布団は、布団の重みで足先が伸びてしまい、いざ立つという時に、かかとがつきにくくなって、歩けなくなります。敷布団は、なるべく硬いものを使います。やわらかい布団や厚いマットレスは、背骨が曲がって腰痛を起こしたり、寝返りや手足を伸ばすことができにくくなります。

病室は、日当りの良い明るい部屋を使いましょう。冬は、部屋を暖かくしましょう。部屋が寒いと、布団から出て座ったり、軽い運動をすることができません。一八℃から二〇℃には、したいものです。

また、家族の皆さんは、病人を一人にさせないよう、常に話しかけましょう。耳からの刺激は、お年寄りのボケを防ぎます。主治医の先生に相談して指示をいただき、なるべく早い時期から起こすことが、寝たきり病人にならない秘訣です。

ものを大切に： 不用品登録情報

市では、市民の皆さんから寄せられた不用品の登録を「不用品登録情報」として、月一回お知らせしています。

① 不用品の登録をされる方は、次の事項を必ず守ってください。
② ゆずりたい品物がある人は、品名、程度、数量、希望価格、住所、氏名、電話番号などを生活環境課へ登録してください。

③ 生活環境課では、ゆずってほしい人に不用品の紹介をします。紹介を受けた人は不用品登録者と直接交渉し、価格、取引引き方法などを決めてください。
④ 紹介を受けた人は、取り引きの結果（成立、不成立にかかわらず）を生活環境課へ、必ず十日以内に御連絡ください。

不用品登録情報（主なもの）

（10月6日現在）

ゆずります	〈希望価格〉	ゆずってください
食卓テーブル（2人用・イス付）	8,000円	ベビーカー
テーブル（黒塗り・漆）	3,000円	ベビーバス
8ミリカメラと映写機	話し合い	ブランコ
つけもの桶	5,000円	すべり台
留袖用帯	10,000円	ベビーダンス
ロッキングチェア（2台で）	20,000円	乳母車
かや（8畳用）	無 料	アイロン
テレビクッション	無 料	ミシン
ガスコンロ	500円	オープンデッキ
中学用教科書カセット教材	50,000円	オルガン
コンビラック	1,500円	ドレッサー
和ダンス	18,000円	洗面化粧台
和裁用裁ち板	話し合い	スキーセット（靴24～24.5cm）
○じゅうぶんに活用できる不用品は、どんなものでも登録しましょう。		長机
		パソコン

◇ ゆずりたい品物、ゆずってほしい品物がありましたら、生活環境課生活係（☎24100内線301）へお気軽に御連絡を。
◇ 紹介後のトラブルなどについては、責任を負いかねますので御了承ください。

お知らせ



「国体選手壮行会」が、10月4日、市役所で行われました。これは、10月12日から17日まで奈良県で展開されている「わかさ国体」に出場する選手を激励しようと開かれたものです。この国体には、上田市から36人の選手、役員の皆さんが参加しています。

昭和60年・成人式

1月15日・市民会館で

青少年課青少年係

☎2241000内線680

上田市と上田市教育委員会では、昭和六十年成人式を来年の一月十五日に行う予定です。成人式該当者は、昭和三十九年四月二日から四十年四月一日までに生まれた皆さんです。住民登録をされている皆さんには後日、案内状を差し上げます。また、家族が市内に住んでいて学生などで市外に住民登録をされている皆さんでも、希望される場合には案内状を差し上げますので、青少年課まで御連絡く

人権に関する

作品を募集します

同和教育課

☎2241000内線559

有線20861

市教育委員会と市同和对策事業推進委員会では、同和教育の推進および部落解放の早期実現をはかるため、小学生・中学生・高校生・成人を対象とした、人権に関する作品を募集します。
《募集作品》
ポスター：規格B3版(36・4cm

ださい。

とき：六十年一月十五日、午後一時三十分

ところ：上田市民会館

×51・5cm)以下とし、色数、材料は自由です。

作文(詩を含む)：①小・中学生は四百字詰め原稿用紙四枚以内、高校生と成人は六枚以内とします。②題は自由ですが、学校・家庭・地域社会で同和教育を学んでいること、学んだことにより自分や家族が変わったこと、部落解放に取り組んでいること、人権尊重に関することなど、自分の体験や実践に基づいた作品とします。

標語：成人のみとし、字数は二十字程度とします。

《応募規定》

小・中学生、高校生は、作品の裏面または末尾に学校名、学年、氏名を明記してください。成人は、裏面または末尾に住所、氏名、電話番号を明記してください。

《募集期限》

十二月十五日(土)

《応募先》

〒386 市内大手一―一

教育課

《その他》

応募作品は返却しません。版権は主催者が所有します。入選

された方には、賞状および賞品を差し上げます。

中央公民館で

結婚相談

中央公民館 ☎20760

中央公民館では、毎月二回、婦人団体の皆さんにお願いして、結婚相談を行っています。

個人の秘密は厳守しますので、お気軽におでください。

とき：毎月一日と十五日、午後一時から四時

ところ：中央公民館結婚相談室

持物：本人の写真、履歴書
その他：一月一日(元旦)以外、休まず行っています。

松本空港

「松本・大阪」航空便

11月まで延長

県営松本空港観光宣伝

協議会事務局

☎0263(34)3000

七月一日から十月三十一日まで
の予定で始まった松本空港の「松本・大阪」航空便が、十一

月末まで延長されることになりました。

十一月予定ダイヤ

▽松本→大阪 午後〇時五分発・

同一時二十分着、午後四時

五分発・同五時二十分着

▽大阪→松本 午前十時三十分

発・同十一時四十分着、午

後二時三十分発・同三時四

十分着

運賃：大人片道一万三千七百

円(往復二万四千六百六十円)、

子供片道六千八百五十円(往

復一万三千七百円)

お問い合わせ：松本市観光温泉

課内県営松本空港観光宣伝協

議会事務局

上田電報電話局の

施設を公開します

上田電報電話局では、第三十

五回電報電話記念日にあたり、

次のとおり局内施設を公開しま

す。高度情報化時代をささえる

電気通信施設を御覧ください。

とき：十月二十七日(土)二十八

日(日)の午前十時、午後一時、

同三時の三回

ところ：上田電報電話局

自然観察コンクール の作品を募集

テーマ：「わたしの自然観察路」

あなたが日ごろ、親しみ観察している地域の自然観察路をみんなに紹介してください。季節はいつでもよく、場所はどこでもけっこうです。

応募資格：小・中・高校生およびそのグループ

応募方法：コースは普通に歩いて三十分以内、観察しながら歩いて二時間程度とします。そして、次のものを作って御応募ください。

①観察レポート

②観察路の概要（地域の簡単な紹介と、観察路を歩いてわかったことや感じたこと。四百字詰め原稿用紙二枚）

③観察路の解説（十か所くらいの自然観察のポイントを作り、説明などを考えてください。写真やイラストなどを入れるとおもしろくなるでしょう。四百字詰め原稿用紙五枚十枚）

④観察路の解説（十か所くらいの自然観察のポイントを作り、説明などを考えてください。写真やイラストなどを入れるとおもしろくなるでしょう。四百字詰め原稿用紙五枚十枚）

②観察マップ（観察路の略図に、そこで観察できるものや目標となるものなどをイラストなどで書き入れ、楽しい絵地図を作ってください。

締切日：十二月末日

お問い合わせ・送付先：〒110

5 東京都港区虎ノ門二一八

一虎ノ門電気ビル四F 財

団法人 日本自然保護協会

☎03（503）4896

マイホームと税金

上田税務署総務課
☎221234

マイホームを持つとすると、

資金計画や設計などいろいろな問題がでてきます。税金のことにも気になることのひとつです。そこで、マイホームを持った場合にかかわる税金について、そのあらましを説明しましょう。

＜登録免許税＞

土地や建物などの不動産を取得すると登記をしますが、このときかかるのが登録免許税です。例えば、新築した建物の所有権保存登記の税率は、その建物の

価額（原則として固定資産税評価額）の〇・六％です。

なお、住宅を取得したときの登記で、その登記が一定の要件に当てはまるときは、税率が軽減される特例があります。

＜不動産取得税＞

不動産を取得したときにかかるのが不動産取得税（県税）です。住宅にかかる税額は、その住宅の価格（原則として固定資産税評価額）に三％の税率を掛けた金額です。

なお、住宅を取得した場合において、その住宅が一定の要件に当てはまるときは、税額が軽減される特例があります。

＜住宅取得控除＞

自分が居住するための住宅を取得し、その住宅が一定の要件に当てはまるときは、入居した年から三年間、住宅取得控除として一定額が所得税から控除されます。

昭和五十九年中に入居した場合、その控除額は住宅ローンなどの一年間の返済額のうち三十万円を超える部分の一八％（最高十五万円）となっています。

住宅取得控除が受けられるための要件などは、上田税務署税務相談室へお尋ねください。

11月の乳幼児健康診査

- 受付時間は、いずれも午後1時から2時。
- 母子健康手帳とバスタオル（4・10か月児）、ハブラシ（1歳6か月児）をお持ちください。

会場	健診	実施日	対象児
上田市保健センター	4か月児	11月1日	59年6月16日～6月30日生
		11月20日	59年7月1日～7月15日生
	10か月児	11月2日	58年12月16日～12月31日生
		11月21日	59年1月1日～1月15日生
	1歳6か月児	11月6日	58年4月16日～4月30日生
		11月30日	58年5月1日～5月15日生
	3歳児	11月16日	56年10月1日～10月15日生
		11月29日	56年10月16日～10月31日生
塩田母子健康センター （塩田地区）	4か月児	11月13日	59年6月16日～7月15日生
	10か月児	11月13日	58年12月16日～59年1月15日生
	1歳6か月児	11月27日	58年3月16日～5月15日生
	3歳児	—	—
川西社会福祉センター （川西地区）	4か月児	11月14日	59年6月16日～7月15日生
	10か月児	11月14日	58年12月16日～59年1月15日生
	1歳6か月児	11月14日	58年4月16日～5月15日生
	3歳児	—	—

※赤ちゃん手帳を御利用ください。

今月の納税

市県民税 第3期 国民健康保険税 第4期

今月の納税は、市県民税第3期と国民健康保険税第4期です。税金は、納期限内に納入されますよう御協力ください。

今月の納期限は、10月31日（水）です。

＜収税課 ☎24100 内線241・有線 ☎0691＞

納税で 心ふれあう

都市づくり

（市内中学生納税標語入選作品）

「健康づくり」

市民のつどいに

お出かけを

保健予防課保健相談室

☎2241000 内線290

市では、寝たきり予防をテーマとした「健康づくり市民のつどい」を次のとおり開催します。寝たきりを予防するにはどうしたらよいのか、もし寝たきりになつてしまったらどんなことに注意したらよいのか、などいっしょに考えてみましょう。

と き：十月三十日(火)午前十時

から午後四時

ところ：上田市民会館

内容

▽式典：○受付：正午から

○開会：午後一時から ○体験発表：午後一時三十分から

同二時三十分 ○講演「ねたきり予防」田中甲子さん(月刊「地域保健」編集長)：午後二時三十分から同四時

後二時三十分から同四時

▽健康づくりコーナー(午前十時から午後四時)：健康相談と

血圧測定コーナー、歯の相談と歯みがき指導コーナー、塩

分測定と栄養相談、お年寄りの好きな料理展示コーナー、寝たきり老人介護用品展示および看護コーナー、体力測定コーナー、民間薬と漢方薬の展示および相談コーナー

※ぼうこう、または直腸の機能障害が身体障害の範囲に加えられることにより、ストマ用

た。

①「ぼうこう」または「直腸」の機能障害者で日常生活活動が著しく制限される方。(人工ぼうこう、人工肛門造設者など)

②加齢現象に伴う身体障害、および意識障害に伴う身体障害について、障害認定を行うことを可能にしました。(意識障害の場合の認定は、常時の医学的管理を要しなくなった時点でを行います)

身体障害者の 範囲が拡大

福祉課 ☎2241000 内線373

十月一日付で、身体障害者福祉法が改正され、次のとおり身体障害者の範囲が拡大されました。

①「ぼうこう」または「直腸」の機能障害者で日常生活活動が著しく制限される方。(人工ぼうこう、人工肛門造設者など)

②加齢現象に伴う身体障害、および意識障害に伴う身体障害について、障害認定を行うことを可能にしました。(意識障害の場合の認定は、常時の医学的管理を要しなくなった時点でを行います)

※ぼうこう、または直腸の機能障害が身体障害の範囲に加えられることにより、ストマ用

た。

①「ぼうこう」または「直腸」の機能障害者で日常生活活動が著しく制限される方。(人工ぼうこう、人工肛門造設者など)

②加齢現象に伴う身体障害、および意識障害に伴う身体障害について、障害認定を行うことを可能にしました。(意識障害の場合の認定は、常時の医学的管理を要しなくなった時点でを行います)

※ぼうこう、または直腸の機能障害が身体障害の範囲に加えられることにより、ストマ用

た。

①「ぼうこう」または「直腸」の機能障害者で日常生活活動が著しく制限される方。(人工ぼうこう、人工肛門造設者など)

②加齢現象に伴う身体障害、および意識障害に伴う身体障害について、障害認定を行うことを可能にしました。(意識障害の場合の認定は、常時の医学的管理を要しなくなった時点でを行います)

※ぼうこう、または直腸の機能障害が身体障害の範囲に加えられることにより、ストマ用

難病相談会を

開催します

上田保健所 ☎231260

難病は原因が不明で治療方法が難しいため、医療上たくさん問題を抱えています。そこで、患者さんや家族の皆さんの精神的負担や症状が少しでも軽減されるよう、専門医師による難病相談会を次のとおり開きます。お出かけください。

と き：十月二十八日(日)、正午

から午後二時

ところ：佐久保健所

申込方法：十月二十二日(月)までに、上田保健所へ電話でお申し込みください。

に、上田保健所へ電話でお申し込みください。

電波は

正しく使おう

信越電波監理局

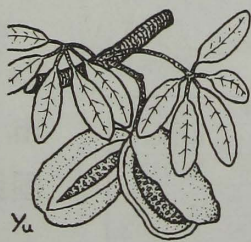
☎0262245119

信越電波監理局では、十月一

日から同三十一日までを「電波法違反一掃運動月間」と定め、電波法令違反の未然防止に努めています。

不法無線局から発射される電波が、テレビやラジオの受信に障害を与えたり、防災や救急医療など私たちの人命や財産の保護に重要な役割を果している通信に妨害を与え、私たちの生活に重大な危険をもたらすことさえあります。

このような法秩序を乱す不法無線局を追放しましょう。



訂正おわび

「広報うえだ」十月一日発行、

第九二〇号の十二ページ「あなたの国民年金」の中で、第四期

分の納期が十一月三十日(金)とな

っているのは、十月三十一日(火)

の誤りでした。おわびして訂正

します。

市職員 人事異動

(10月1日付)

〈係長級〉

▽テクノポリス対策係長 山浦

新一郎(企画調整課付係長)

▽ニューメディア対策係長 草

井袈裟弘(企画調整課付係長)

▽環境行動班長 村林 勲(清

掃事務所主査) ▽西塩田事業

所長 中村宗作(商工課主査)

▽川西事業所長 中村寿雄(川

西支所主査) ▽第二工事係長

久保田 効(工務課主査) ▽

川西支所付 宮原喜一(庶務住

民係長)

〈主査級〉

▽工務課主査 塚田基男(第二

工事係長) ▽清掃事務所主査

田玉唯雄(環境行動班長) ▽福

祉課主査 横山澄子(会計課)

▽塩田支所主査 森山末子(市

民課) ▽川西支所主査 滝沢

良和(生活環境課) ▽西塩田

小学校主査 北清恵子(塩田支

所)